

### 日本国憲法④ 「幸福追求権と平等」





### 講義の内容と到達目標

#### 講義の内容

・本講義では、幸福追求権と平等について取り扱います。幸福追求権や平等は、われわれの身近にある問題であり、この問題の解決方法を憲法がいかに規定しているかをまなびます。普段身近にある言葉であっても、法学的にはその意味が重要となってくるので、これらが認められる根拠を注意深く聞いてください。

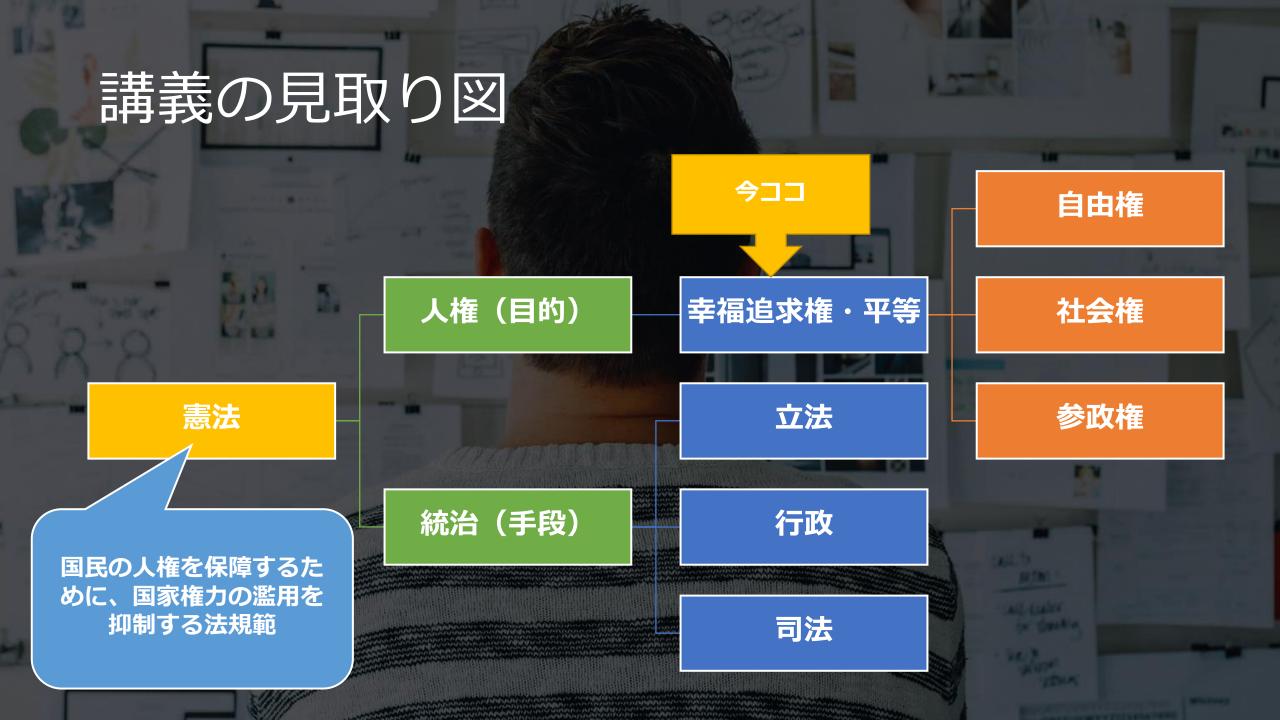
#### 到達目標

- 幸福追求権がいかなる権利であるのかを理解する。
- 平等の概念を理解する。
- 平等と自由の関係を理解する。

# 今回の講義の 目次

1. 幸福追求権とは何か?

2. 平等とは何か?





### 今回の講義の問い①

- 1. 幸福追求権とは何か?
- ・人権の根幹に位置づけられる「幸福追求権」の意 義を学びます



### 今回の講義の問い②

2. 平等とは何か?

•多くの人が知っている

「平等」の法的な意味を

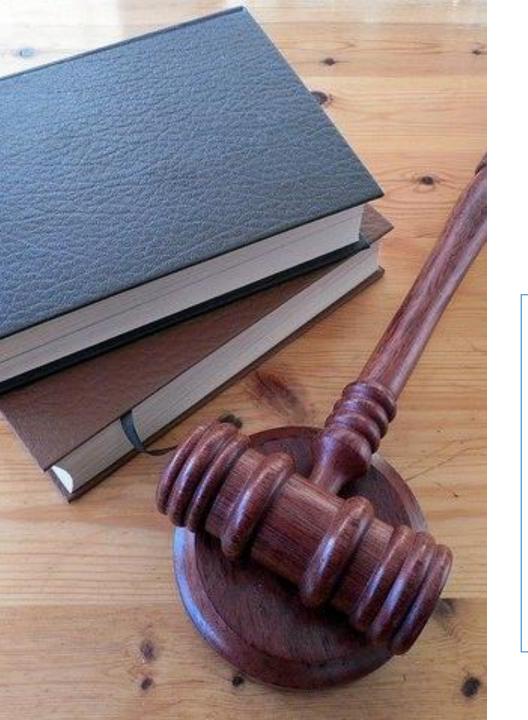
学びます



### 1. 幸福追求権とは?

「憲法上の人権」は 一言でいうと どういう権利でしょ うか?

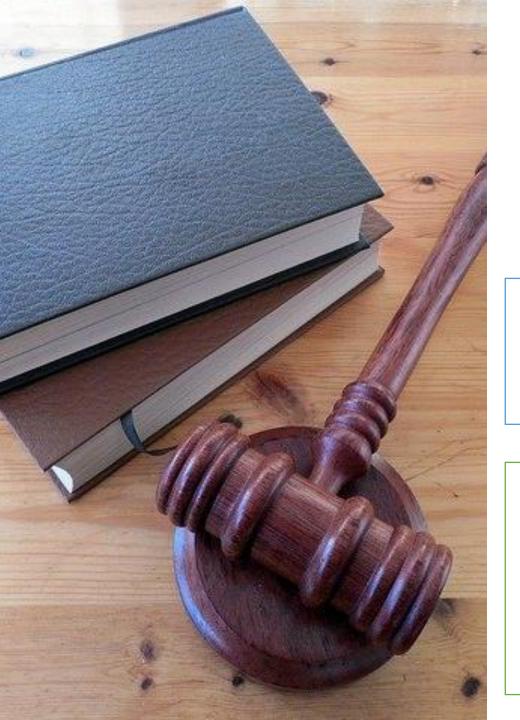
※人権=自然権+憲法上の権利 (←この意味)



# (1)包括的権利としての幸福追求権

#### 憲法13条

「すべて国民は、個人として尊重される。 生命、自由及び幸福追求に対する国民 の権利については、公共の福祉に反し ない限り、立法その他の国政の上で、 最大の尊重を必要とする。」



### (2) 憲法13条の意義

#### 憲法13条前段

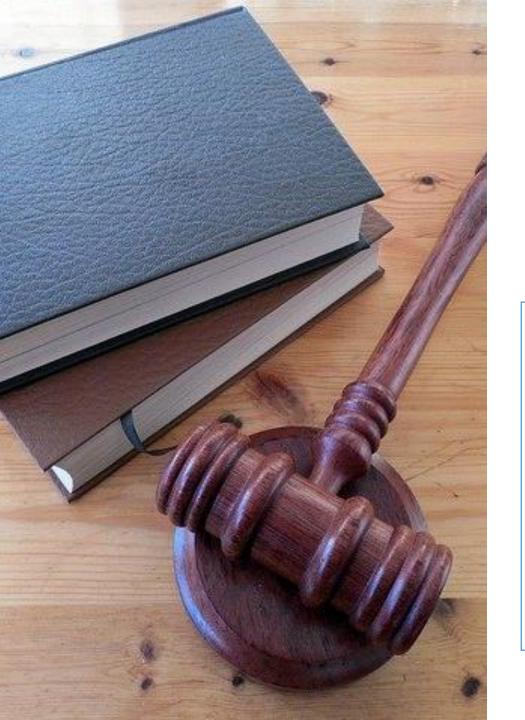
「すべて国民は、個人として尊重される。」

→個人主義原理、封建的家制度からの解放

#### 憲法13条後段

「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、 最大の尊重を必要とする。」

<u>→幸福追求権を保障</u>



# (1)包括的権利としての幸福追求権

### 憲法13条の意義

「幸福追求権」⇒すべの人権を包摂

する根本的な権利

⇒つまり、一言でいうと、人権とは

「各人が幸福を追求すること」



「幸福を追求する」?

幸福追求権は具体的にとんな権利を保障しているのでしょうか?



### (3) 憲法13条が保障する 人権とは?

#### 憲法13条前段

「すべて国民は、個人として尊重される。」

- ①人格……理性的存在:感情や衝動を抑えて、自分の信条と行動を道徳率に一致させられる理性的能力を人格の第1条件とする(カント)
- ②個性……ありのままの人間:自己愛に満ち、自己 愛を最大化する存在であり、生身の人間の個性



### (3) 憲法13条が保障する 人権とは?

#### ①人格的利益説(人格説から)

- 13条前段……個人の尊重 = 人格の尊重
- ⇒人格的自律の存在として自己を主張し、そのような存在であり続ける上で必要不可欠な利益
- ⇒内容ははっきりしないが、殺人行為や髪形やファッションの選択は幸福追求 権には含まれない

#### ②一般的自由説(個性説から)

各人の個性・アイデンティティーを維持し、発展させるのに必要な行為の状態で、個別人権規定ではカバーされていないものは、幸福追求権によって広く保護される

⇒公共の福祉に反しない限り、一般的に自由を拘束されない

# (3) 憲法13条が保障する人権とは?

		憲法13条前段 「個性」	憲法13条後段 「幸福追求権」	保障範囲
多数説	人格説	理性的存在	人格的生存に必 要不可欠な利益	人格的生存に必要不可欠な権利 のみ ※趣味や嗜好などは人権に含まない
	個性説	ありのままの人 間	一般的自由	公共の福祉に反 しない限り、一 般的に自由 ※殺人する自由も含まれる?

### (3) 憲法13条が保障する人権とは? (



人格的生存に 必要不可欠な 権利 他者の人権

(公共の福祉)

もともと人権が保 障されない部分

人権が制限される部分



### 2. 法の下の平等

平等にはどういう意

味があるのでしょうか?



### (1)保障の態様・種類

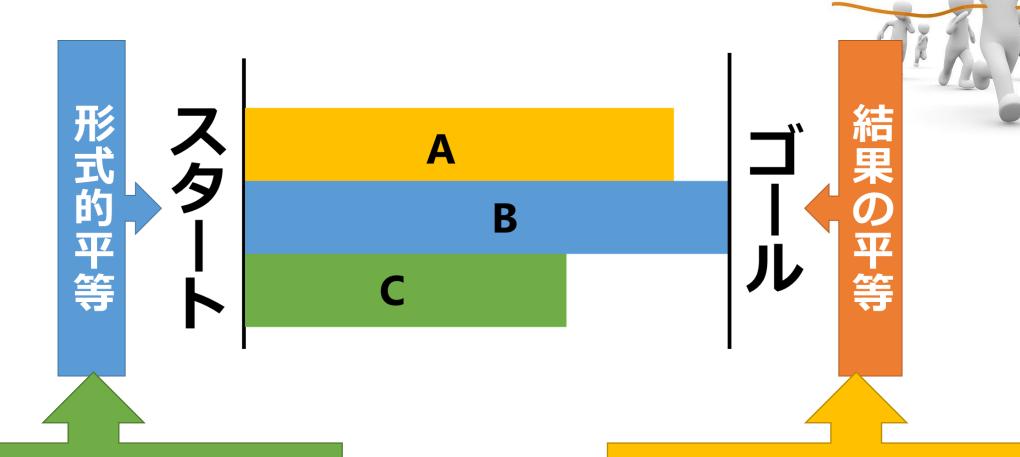
#### 形式的平等

- ・原則的に一律平等に取り扱うこと
- ⇒機会均等・・・・・大学の入学試験
- ⇒スタートの平等

#### 実質的平等

- ・人の現実の差異に着目してその格差是正を行うこと
  - ⇒<mark>配分・結果の平等</mark>······授業料免除や奨学金制度など
  - ⇒結果の平等

### 形式的平等と実質的平等



スタート地点に立つのが平等 ⇒全員同じスタートライン 結果も平等にする ⇒全員1位にする



### (2) 平等の程度

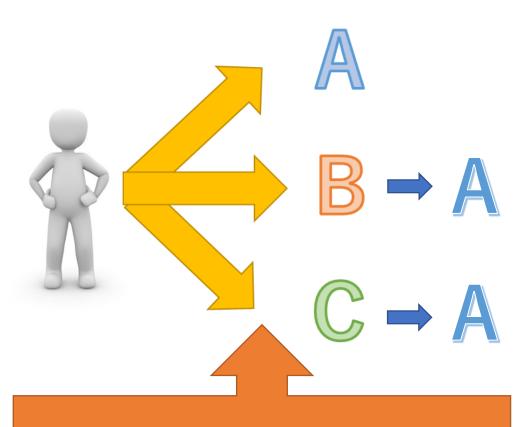
#### 絶対的平等

・区別はしてはならない……年金制度で若者と老人間で区 別なしなど

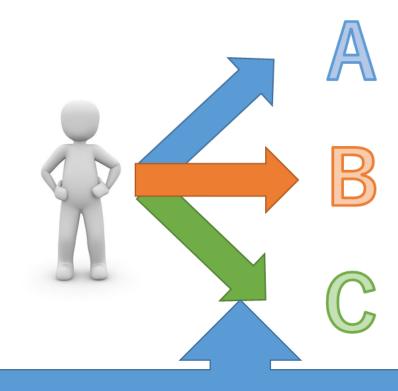
#### 相対的平等

- 事実上の差異(個性)に着目し、等しいものは等しく、等しくないものは等しくなく取り扱うこと
- ⇒合理的な区別は認める
  - →不合理な差別的取り扱いだけが禁止される

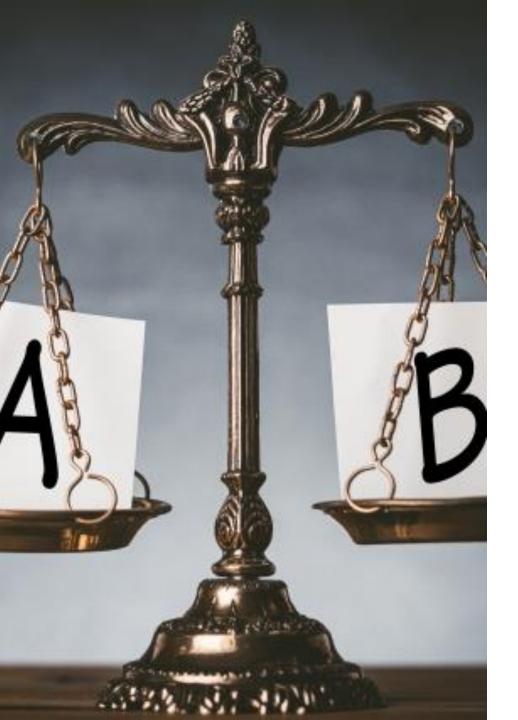
### 絶対的平等 と 相対的平等



すべて同じ扱いにする 例) 学生の成績をすべて「A」にする



個性に合わせて別々の取り扱いをする例)学生の成績を試験の結果に応じて変えるただし、別の扱いをするには、それが「合理的」でなければならない



# (3) アファーマティブ・アクション

Affirmative Action(ポジティブ・アクションとも)

- **⇒「優先処遇」、「差別是正措置」**
- 米:歴史的に差別を受けてきたグループ、とくに黒人や女性に対し、大学入学や雇用について特別枠を設けて、立法などで優先的な処遇を与えること
- ⇒国家自らが差別を行う
- ⇒人種的マイノリティや女性を、マジョリティや男性に比べて 有利に扱うものになりうる
- **⇒「逆差別(reverse discrimination)」**

## アファーマティブ・アクション (大学入試の場合)

大学入試結果							
1	51	101	151	201 男			
				202 女			
		合	格	203 男			
				20- 男			
~	~	~	196 女				
			197 男				
	不台	合格 —	190 女	~			
			199 男				
50	100	150	200 女	250			

#### 合格者

- •上位200名まで
- •男性97名、女性103名

#### アファーマティブ・アクション

男性と女性の比率を1:1にする

⇒女性3名を不合格にし男性3名を合格にする



女性に対する「逆差別」?



### (4) 平等をめぐる近年の議論

#### 近年の議論

- 性別・LGBTQをめぐる議論
- 直接差別と間接差別
- 格差の問題

など多数

#### 留意点

ほとんどの人権問題は平等問題に置き換わる

### まとめ



- 1. 人権の根本である幸福追求権とは何か?
- ・人格的生存に必要不可欠な権利
- 2. 平等とは何か?
- ・形式的平等と実質的平等、絶対的平等と相対的平等